

保育所の認可基準等について

I 基本的事項

1 保育所とは

保育所は、保護者の就労、その他の事由により家庭で保育できない乳幼児を、日々保護者の下から通わせて保育する児童福祉施設です。（児童福祉法第39条）

2 保育所の設置

児童福祉法第35条第4項では、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。」とされており、保育所設置には、知事（中核市の市長）の認可が必要です。

また、認可にあたっては、設備運営の基準を満たしているか、定員はどうか、社会福祉法人又は学校法人以外の場合、経済的基礎があるか、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか等を審査します。（詳細は後記）

3 保育所入所の手続き等

児童福祉法第24条において、保育の実施は市町村の義務とされています。

したがって、保育所への入所は、保護者が市町村に申込み、市町村が保護者の入所の要件の確認や入所希望の園等を勘案して各保育所に委託することになります。また、児童福祉法第46条の2において、保育所の長は、市町村から保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないとされています。

4 定員

20人以上

5 保育時間

保育時間 1日8時間

開所時間 1日11時間

6 休所日

日曜日、祝日、年末年始 ※年間300日開所

7 保育内容

保育の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第52条において、内閣総理大臣が定める指針「保育所保育指針（厚生労働省告示第117号）」に従わなければならないとされています。

8 費用

保育所の運営に要する費用は、児童の居住地の市町村から毎月委託費として国が設定した一人当たりの単価に応じた金額が支払われます。なお、児童の保育に要する経費ですので、一定の使途範囲の制限がかかっています。

また、保育料は、国の基準を基に市町村の条例で所得に応じて定めており、市町村が徴収します。（保育所へ徴収を委託する場合もある。）

なお、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が平成27年4月1日から施行され、保育所以外の認定こども園等は、施設型給付費として保護者への給付（施設が法定代理受領）となりますが、保育所は当分の間、現行の市町村からの委託費が維持されることとなっています。

II 設備運営の基準

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第61号）等

1 一般原則

- 児童の人権への配慮と人格を尊重すること
- 地域社会との交流及び連携を図ること
- 運営の内容についての自己評価、結果の公表に努めること
- 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等児童の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払うこと 等

2 非常災害

- 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること
- 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定すること
- 避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回行うこと 等

3 職員の知識及び技能の向上等

- 職員は、自己研鑽に励み、知識及び技能の修得等に努めること
- 保育所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること

4 児童を平等に取り扱う原則

- 国籍、信条、身分、費用負担の有無等による差別的取扱いの禁止

5 虐待等の禁止

- 職員は、児童に対して虐待を行ってはならない

6 衛生管理等

- 設備、食器、飲用水等の衛生的な管理に努めること
- 感染症、食中毒が発生し、まん延しないための措置をとること
- 必要な医薬品等を備え、適正に管理すること

7 食事

- 食事の提供は、施設内で調理すること（3歳以上児について、一定の条件を備えている場合に、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができるとする特例あり。）
- 献立は、変化に富み、児童の発育に必要な栄養量を含有すること
- 食品の種類・調理方法は栄養、児童の状況、嗜好を考慮すること
- 食育の推進に努めること 等

8 健康診断

- 入所時及び年2回以上の定期健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行うこと
- 職員の健康診断は、特に食事を調理する者を綿密に行うこと
- 乳児保育及び調理をする者は、月に1回以上の検便を行うこと
(大量調理施設衛生管理マニュアル)

9 内部の規程

- 児童の援助に関する事項、施設の管理についての重要事項の規程を設けること

10 備える帳簿

- 職員、財産、収支、児童の処遇に関する帳簿を整備すること

11 秘密保持等

- 職員は、業務上知り得た児童とその家族の秘密を漏らさないこと
- 職員であった者が、児童等の秘密を漏らさないよう措置を講じること

12 苦情への対応

- 保護者等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じること
- 援助に関し指導や助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと
- 運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力すること

13 設備の基準

- 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
 - 乳児室の面積 乳児又は幼児1人につき1.65㎡以上
 - ほふく室の面積 乳児又は幼児1人につき3.3㎡以上
- 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近の公園等代替施設でも可)、調理室及び便所を設けること。
 - 保育室又は遊戯室の面積 幼児1人につき1.98㎡以上
 - 屋外遊戯場の面積 幼児1人につき3.3㎡以上
- 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階以上に設ける建物
 - ・耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ・避難用の階段等が設けられていること。 等

14 職員の配置

- 保育士
 - 乳児(0歳児) おおむね3人につき1人以上
 - 満1, 2歳児 おおむね6人につき1人以上
 - 満3歳児 おおむね15人につき1人以上
 - 満4歳以上児 おおむね25人につき1人以上

※児童が1人の場合を除き、常時2人以上で保育を行う。

※教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、下記の基準が効力を有する経過措置を定める。(R6.4.1~)

 - 満3歳児 おおむね20人につき1人以上
 - 満4歳以上児 おおむね30人につき1人以上
- 調理員
 - 定員40人以下 1人以上
 - 定員41人以上150人以下 2人以上
 - 定員151人以上 3人以上配置
- 嘱託医 内科医及び歯科医を確保し、健康診断を行うこと

15 保護者との連絡等

- 児童の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めること
- 保護者の養育力の向上に資する支援を行うよう努めること

16 その他

- 暴力団とつながりがないこと

Ⅲ 設置認可

知事は、認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営の基準に適合するか、保育所を運営するために必要な経済的基礎があること等の基準を満たしているか、児童福祉法第35条第5項第4号に規定する欠格事由に該当しないかについて、その申請を審査し、認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くとともに、所在地の市町村の長に協議しなければならないとされています。

審査の結果、基準に該当すると認めるときは認可するものとするされていますが、県の子ども・子育て支援事業支援計画で定める教育・保育の利用定員総数が、必要利用定員総数に既に達している場合等は、保育所の認可をしないことができることとなっています。

○欠格事由（児童福祉法第35条第5項第4号）

- ア 申請者（役員含む）が、禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 申請者（役員含む）が、児童福祉法等関係法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる者
- ウ 申請者（役員、申請者と密接な関係を有する者を含む）が、保育所の認可を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者
- エ 申請者（役員含む）が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 等

○社会福祉法人及び学校法人以外の法人の審査基準（児童福祉法第35条第5項）

- ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- イ 経営者（法人の場合は経営担当役員）が社会的信望を有すること。
- ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識経験を有すること。

○不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可要件

社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土

地又は建物について、市町村等以外の者から貸与を受けていても差し支えない。

ア 貸与を受けている土地・建物は、原則、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしてもよい。

① 建物の賃貸借期間が10年以上の場合

② 貸主が信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

エ 1年間の賃借料に相当する額と1000万円を定期預金等により保有していること。

オ 上記1000万円は、安定的な運営が見込める場合は、2分1の額に減額できる。

○認可の取消し

認可した保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあります。

IV その他事業

保育所が実施できる事業として、以下のような事業がありますが、各市町村により、実施事業や助成金額が異なっています。

- ・延長保育
- ・休日保育
- ・障がい児保育
- ・一時預かり事業 等

V 指導監査

児童福祉施設施行令第38条の規定に基づき、児童福祉施設は定められた基準を遵守しているかどうかについて、実地に年1回以上検査を受けることとなっています。

その指導監査は、県の保護・監査指導室が担当しています。

【根拠法令等】

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 児童福祉法施行令（昭和 22 年政令第 74 号）
- 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- 保育所の設置認可について（平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 295 号、厚生省児童家庭局長通知）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大分県条例第 61 号）

ほか